

住民税非課税世帯等に対する 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

DV（ドメスティック・バイオレンス）等避難中※¹でも受給できる場合があります。

- DV等で住所地※²以外に避難中の方も、住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金をご自身が受給できる可能性があります。
- 住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、深谷市から受給することができます。
- 給付金を受給するためには、申請手続きが必要です。

※¹ 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外にお住まいの場合をいいます。

※² このリーフレットでは、「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

支給対象と支給額

以下のいずれかに該当する避難世帯に対し、1世帯あたり**5万円**を支給します。

①世帯全員が令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯

②家計が急変し、世帯全員の収入が「住民税非課税相当」※³となった世帯

※³ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から12月の間の収入の減少があった月の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

申請先

申請期限

「住民税非課税世帯等に対する

緊急支援給付金」 窓口

令和5年1月31日（火）まで

（場所：深谷市役所 本庁舎2階 2-1B）

「お問い合わせ」

深谷市給付金コールセンター 受付時間 平日8:30～17:15

「住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金」 窓口

TEL：048-571-1211（代表）内線7076

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

以下のQ & Aを参考に、必要な書類をご用意の上、手続きください。
ご不明な点は、深谷市給付金コールセンターにご相談ください。

Q 受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A 「配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している旨の申出書」と「住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金申請書」に必要事項を記入し、「本人確認書類」と「DV等避難中であることを明らかにできる書類」を添付し、ご提出ください。

DV等避難中であることを明らかにできる書類の例（児童手当準拠）

- 配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等
- 婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書
- 住民基本台帳事務における支援措置（閲覧制限等）の決定通知書
- 配偶者に児童への接近禁止命令が発令されている書類

Q 申出書と申請書はどこでもらえますか？

A 申出書と申請書は以下の方法で入手できます。

- (1) 深谷市ホームページからダウンロード
- (2) 深谷市緊急支援給付金窓口で配布
- (3) 深谷市コールセンターにお電話いただき取り寄せ（ご自宅に郵送）

Q 住民票がある世帯で、配偶者が給付金を受給しました。私は給付金を受給できませんか？

A 住民票がある世帯の方（配偶者等）が給付金を受給済の場合であっても、ご自身が要件（DV避難中であることを証明、収入要件）を満たせば、給付金を受給できます。



住民税非課税世帯等に対する緊急支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署(深谷警察署：048-575-0110、寄居警察署：048-581-0110)か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。